

和解について（港湾局関係）

撤去費用等支払、清算金支払反訴請求控訴事件について、次のとおり和解をする。

1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事 件 概 要
1 控訴人 大阪市 被控訴人 株式会社 海遊館 2 大阪高等裁判所 平成26年(ネ)第2360号 撤去費用等支払、清算金 支払反訴請求控訴事件	本市は、港区海岸通1丁目5番1の市有地の一部（以下「本件土地」という。）を被控訴人に貸し付けていたところ、本件土地を被控訴人に貸し付けるために本市が行った地上物件の撤去等に要した費用金140,944,320円について、平成8年4月1日に、同日から平成28年3月31日までの間に分割して被控訴人が本市に支払うことで被控訴人と合意したが、被控訴人は、平成24年7月20日以降、当該合意に基づく支払債務を履行しないため、被控訴人に対し、金28,188,864円の支払を求め、これに対し、被控訴人は、本市との間で締結した本件土地に係る賃貸借契約が同年3月27日に合意解除されたため、本市に対し、被控訴人が前払していた賃貸料に係る清算金の支払を求めていた訴訟において、平成26年7月29日に本市の請求を棄却するとともに、本市に対し金75,776円の支払を命じる判決があり、同判決に不服があるので本市が控訴を提起していたが、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解するもの

2 和解の要旨

被控訴人は、本市に対し、解決金として金6,000,000円を支払う。

平成27年 2 月13日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

撤去費用等支払、清算金支払反訴請求控訴事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。